

2022年4月20日

日本医学会分科会
事務局 御中

日本医学会

令和4年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年3月31日付にて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課より、令和4年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて、別添の通り、周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は以下のとおりです。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220404I0060.pdf>

なお、詳細は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生局医薬品審査管理課 [担当：鎌田氏、電話：03-5253-1111(内2736)] にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当
日本医学会事務局 高橋
Tel 03-3946-2121 (内4260)
Fax 03-3942-6517

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 31 日

日本医学会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

令和4年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしており、「最適使用推進ガイドラインの取扱いについて」(平成29年9月15日付け薬生薬審発0915第1号、保医発0915第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、保険局医療課長連名通知)を踏まえ、対象医薬品を使用する上で必要な医療機関の要件等を最適使用推進ガイドラインで示しています。

今般、令和4年度の診療報酬改定において、悪性腫瘍患者に対する、従前の「外来化学療法加算」が「外来腫瘍化学療法診療料」として新設されたことを受け、ニボルマブ(遺伝子組換え)製剤、ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)製剤、アベルマブ(遺伝子組換え)製剤、アテゾリズマブ(遺伝子組換え)製剤及びデュルバルマブ(遺伝子組換え)製剤における各最適使用推進ガイドラインにおいて「外来化学療法加算」としている部分については、令和4年4月1日以降、下記のとおり読み替えることとしました。なお、本記載については、他の事由により最適使用推進ガイドラインを改訂する機会にあわせて整備することとします。

つきましては、貴会会員に対する周知徹底をお願いします。

記

読替後	読替前
外来腫瘍化学療法診療料	外来化学療法加算

以上